

医療法人社団慶友会吉田病院臨床研究センター不正取引業者への対応方針

令和5年9月1日 理事長裁定

この方針は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定、令和3年2月1日改正）に基づき、公的研究費の使用に係る不正取引業者への対応方針を以下のとおり定める。

1. 取引業者が、以下に掲げる不正な取引があった場合は、1箇月以上12箇月以内の取引停止処分とする。
 - ①預け金や架空請求などの不正取引
 - ②提出書類の意図的な改ざん
 - ③本研究所職員に絡む贈収賄
 - ④その他社会的な規範から逸脱した行為
 - ⑤反社会的勢力との関係が判明したとき
2. 処分期間については、関係部署において協議のうえ理事長が決定する。
3. 取引業者が過去の不正取引について、本研究センターに自己申告した場合には、取引停止期間の減免等を行うことがある。

以 上